

令和 8 年度

糸満市地域型地域包括支援センター
運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

令和 8 年 8 月 5 日

糸満市福祉部介護長寿課

1. 趣旨

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づき、地域包括ケアシステムの中核的役割を担う「糸満市地域型地域包括支援センター」（以下「センター」という。）の運営業務を受託する事業者を募集し、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定する。

2. 業務の概要

(1) 業務名：糸満市地域型地域包括支援センター運営業務

(2) 対象地区：南地区（糸満圏域、高嶺圏域、三和圏域）

(3) 委託期間：令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）

参考：担当地区の構成

担当地区	日常生活圏域	字名
南地区	糸満圏域	潮崎町・糸満・与座・大里・国吉・真栄里・豊原
	高嶺圏域	真壁・真栄平・新垣・名城・小波蔵・南波平
	三和圏域	喜屋武・福地・山城・伊原・米須・大度・摩文仁

参考：地域型地域包括支援センター担当地区ごとの人口等（令和 8 年 4 月末時点）

	面積	総人口	65 歳以上	75 歳以上	高齢化率
北地区（西崎・兼城）	約 1,176ha	36,133 人	7,161 人	3,157 人	19.8%
南地区（糸満・高嶺・三和）	約 3,283ha	25,905 人	7,707 人	3,859 人	29.8%
計	約 4,459ha	62,038 人	14,868 人	7,016 人	24.0%

3. 運営財源

委託業務の運営財源は、次の通りとする。

(1) 委託料

委託料は、事業実施前年度 4 月末時点における担当地区の 65 歳以上人口に応じて年度ごとに上限額を設定し、上限額の範囲内で実際に事業実施に要した費用とする。

担当地区の 65 歳以上人口	委託料上限額（年額）
6,000 人以内の場合	25,046,000 円
6,000 人を超える場合	29,546,000 円

(2) 指定介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費（予防プラン作成費）

予防プラン作成費は、地域包括支援センターが作成した予防プラン作成実績に応じ、国保連合会を経由して支払われる。

参考：地域包括支援センター（南地区）作成実績及び予防プラン作成単価（令和 8 年 3 月）

予防プラン種別	実績 (外部委託含む)	1 件あたり基本報酬
指定介護予防支援	140 件	4,420 円/件
介護予防ケアマネジメント A	74 件	4,420 円/件
介護予防ケアマネジメント B	74 件	1,400 円/件
介護予防ケアマネジメント C	0 件	(作成月のみ報酬有) 4,400 円/件

4. 参加資格要件

参加できる法人は、応募時点において次の要件をすべて満たしていること。

- ① 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 67 に規定する法人であること。
- ② 沖縄県内において介護保険サービスの提供実績があること。
- ③ 過去 10 年間に、沖縄県又は本市から事業所指定停止又は取消の措置を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ⑤ 国税および地方税に未納がないこと。
- ⑥ 会社更生法又は民事再生法に基づく手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 応募法人の役員等（就任予定者を含む。）に公序良俗に反する行為を行っている者がいないこと。
- ⑨ 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑩ その他、センターの設置・運営にあたり、別に定める仕様書及び介護保険法等関係法令を遵守できること。

5. 実施スケジュール（予定）

- ① 公募開始：令和 8 年 8 月 5 日（水）
- ② 質問書の提出期限：令和 8 年 8 月 20 日（木）
- ③ 参加表明書の提出期限：令和 8 年 8 月 31 日（月）午後 5 時 15 分

- ④ 業務提案書等の提出期限：令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時 1 5 分
- ⑤ 照会実施期間：令和 8 年 9 月 11 日（金）～令和 8 年 9 月 18 日（金）
- ⑥ プレゼンテーション審査：令和 8 年 10 月 8 日（木）
- ⑦ 結果通知：令和 8 年 10 月下旬

6. 参加方法

(1) 参加申込

受付期間：令和 8 年 8 月 5 日（水）～ 令和 8 年 8 月 31 日（月）午後 5 時 1 5 分

提出方法：参加表明書（様式 1）を事務局に持参する。

(2) 業務提案書等

受付期間：令和 8 年 8 月 31 日（月）～ 令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時 1 5 分

提出方法：業務提案書等は、下表のインデックスタイトル順に A4 縦型フラットファイルに左とじにし、ページをうちインデックスを貼付けたもの 8 部（正本 1 部、副本 7 部）を事務局に持参する。あわせて、業務提案書等はインデックスタイトルごとに PDF データを作成し 1 つの ZIP ファイル（圧縮フォルダ）にまとめて、事務局宛にメールで提出する。

業務提案書等

インデックスタイトル	様式等
1 提出書類一覧	様式第 2 号
2 法人概要	様式第 3 号
3 関連事業提供実績	様式第 4 号
4 業務提案書	様式第 5 号
5 職員配置計画	様式第 6 号
6 事務所設置予定計画書	様式第 7 号
7 収支計画書	様式第 8 号 (R9 年度から R11 年度分を年度毎に作成)
8 役員名簿	任意様式
9 法人代表者履歴書	任意様式
10 法人定款等	任意様式（法人定款または寄附行為）
11 登記事項証明書	官公庁様式（応募の 3 か月以内に発行された法人の登記事項証明書）
12 決算書等	任意様式（直近 2 期の決算書類）
13 納税証明等	官公庁様式（国税および地方税の未納がないことを証明する書類）

7. 質問の受付及び回答

質問は、質問書（様式 9）を使用し、メールにて提出する。回答は、質問を受理した日から 1 週間以内にホームページに掲載する。

8. 審査及び選定

(1) 市が設置する糸満市地域型地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」とする。）において、業務提案書等を審査し、優先交渉権者を選定する。

(2) 優先交渉権者の選定にあたっては、対象業務に対する提案者の意欲、技術力、理解力及び提案内容をより理解するため、必要に応じて照会またはプレゼンテーションを実施する。

(3) 照会の実施

実施期間：令和 8 年 9 月 11 日（金）～令和 8 年 9 月 18 日（金）

実施方法：照会内容の送付及び回答はメールで実施する

(4) プレゼンテーションの実施

① 開催日時：令和 8 年 10 月 8 日（木）

② 開催会場：3-C 会議室

③ プレゼンテーションの実施順番は原則応募受付順とし、開始時間は、プレゼンテーション 1 週間前までに、事務局より各提案者へ連絡する。

④ 時間等：1 者あたりのプレゼンテーションは 15 分以内、質疑応答を 10 分以内とする。

⑤ プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。なお、追加提案説明や追加資料の配布は認めない。

⑥ 備品等：プロジェクター（HDMI 接続）及びスクリーンは、事務局で準備する。その他プレゼンテーションに必要となる物（ノート PC 等）は、提案者が持参すること。

(5) 各選定委員は、審査項目を踏まえて業務提案書等を採点し、優先候補者を選定する。ただし、全選定委員の採点の合計が満点の 6 割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

審査項目

大項目	小項目
法人の適格性・安定性	法人の理念・運営方針
	法人経営
	法人実績
業務の実効性・公正性・中立性	センターの運営方針

	事業実施計画
管理体制	24 時間体制の構築
	個人情報の保護・管理
	事故・緊急時の対応
	苦情対応
人員確保	職員の配置・採用計画
	職務追行能力の向上の取組・健康管理
	欠員時の対応
事務所	センターの設置場所・設備
収支計画	

(6) 選定委員会の審査後、審査対象となった提案者に対し、審査結果を個別に通知するものとする。ただし、審査結果についての質問及び意義の申し立ては受けない。なお、優先交渉者については、市公式ホームページに公表する。

9. 留意事項

- (1) 当該公募の参加にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は、いかなる理由があっても返却しない。
- (5) 選定委員会により選定した優先交渉者が辞退した場合、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。
- (6) 提出された書類は、糸満市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 優先交渉者と契約締結に至らなかった場合又はその他の必要がある場合は、再公募を行うことがある。
- (8) 公募要項に定めのないものについては、糸満市と受託者が協議の上、決定するものとする。

提出先・問い合わせ先	糸満市役所 介護長寿課包括支援係（1 階 13 番窓口） 電話 098-840-8114 Email : itohoukatsu@city.itoman.lg.jp
------------	--